

(令和6年8月31日発表)

【令和6年台風第10号による災害で被災された方へ】

## 被災届出証明書の申請受付の開始

◆概要	令和6年台風第10号による災害で被害を受けた方からの「被災届出証明書」の受付を開始します。
◆受付開始	令和6年9月1日(日曜日) 午前8時30分から
◆概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「被災届出証明書」は、動産(構築物、車両、家財等)に被害を受けたことについて、届け出た旨の証明をするものです。</li> <li>保険等の適用にあたり保険会社等から求められる場合に必要です。</li> </ul> <p>※ <u>この証明書は、被災の状況を市に届け出た事実を証明するもので、被害の程度を証明するものではありません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●必要書類                     <ul style="list-style-type: none"> <li>被災届出証明願</li> <li>被害状況の分かる写真(印刷された写真を提出(返却なし))</li> <li>届出者の本人確認書類(運転免許証の写し等)</li> <li>【郵送で申請される方】返信用封筒(84円切手貼付、住居宛名記載)</li> </ul> </li> <li>●申請方法                     <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口での受付又は郵送での申請</li> </ul>                     被災届出証明願はホームページからダウンロードできます。  <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3247/s009170.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3247/s009170.html</a> </li> </ul>
◆受付窓口	<p>【葵区】地域総務課 地域防災係 (054-221-1343) 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号</p> <p>【駿河区】地域総務課 区民生活係 (054-287-8697) 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号</p> <p>【清水区】地域総務課 防災・防犯係 (054-354-2024) 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号</p>
◆留意点	<p>【土日祝に来庁する際の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>葵区役所…地下1階駐車場は有料となります。 青葉通側の警備員室のある入り口からお入りください。</li> <li>駿河区役所…警備員室のある入り口からお入りください。</li> <li>清水区役所…警備員室のある入り口からお入りください。</li> </ul>

**別紙資料 有**
**【問合せ】(制度に関すること)**

市民自治推進課 (静岡庁舎15階)  
 担当 中村、山口  
 電話 054-221-1265

**【問合せ】(申請受付に関すること)**

【葵区】地域総務課 地域防災係 (葵区役所1階)  
 電話054-221-1343

【駿河区】地域総務課 区民生活係 (駿河区役所3階)  
 電話054-287-8697

【清水区】地域総務課 防災・防犯係 (清水区役所4階)  
 電話054-354-2024